

# 「原告になってみよう」

## 原告になる方をお願いしたいこと

- 時間給換算で1000円未満で働き、「一刻も早く最低賃金が1000円以上になってみんなの賃金の底上げをして欲しい!!」「当たり前前の生活ができる賃金が欲しい」と強く思う方、すべてが原告になれます。
- 月給で働く方でも時間給に換算すると1000円未満になる方もOKです。
- また、上記の賃金で働き、月の収入の不足分を生活保護受給している方。
- すべてが単身・家族と同居など問いません。

## 役割・行動内容

- ①訴訟費用として1000円\*をご負担ください。\*これ以外の経費はかかりません
- ②裁判の傍聴や宣伝・諸行動への参加、「最低賃金1000円署名」の推進、運動の輪を広げます。
- ③最賃裁判事務局会議や弁護士会議にご参加ください。
- ④「最低賃金と生活保護との整合性の5つのゴマカシ」や「本来の生活保護基準を下回らない最低賃金に引き上げる必要性」について学習していきます。
- ⑤職場の同僚、家族や友人に最低賃金裁判の趣旨を説明し、サポーターを広げます。
- ⑥労働組合に加入して仲間と一緒に行動しましょう。

# 「サポーターになろう」

## サポーターになる方をお願いしたいこと

この裁判を応援したいと思う方は、会社で正規・非正規で働く方はもちろんのこと、アルバイトやパートで働く（働いていなくても）高校生・大学生・主婦でも大歓迎です。中小企業の事業主の方もサポートとしてご参加いただけます。また、労働相談や生活相談、福祉相談など行なっている組織・N・GO・NPO、宗教組織など団体、個人でもサポーターになれます。

## 役割・行動内容

- ①裁判支援として、一口1000円で支援金をご負担ください。（何口でもOK）<下記口座への振込みもできます。>
- 【振込先】最低賃金1000以上 裁判サポーターの会 郵便局 口座番号:00280-5-109085
- ②サポーター会議にご参加ください。裁判の状況や支援活動への意見をお願いします。
- ③裁判の学習や支援行動に、できる範囲でご参加ください。
- ④周りに運動を広げていただきます。



Twitter やってます!  
「最賃くん@saichinkun」で  
フォローしてね!

※参加希望の方を○してください		原告	サポーター
氏名			
所属団体			
住所	〒	—	
連絡先電話番号			
E-mail			@

※この申込み用紙は下記宛にFAXするか、最低賃金裁判事務局へお持ちください。

神奈川労連・最低賃金裁判事務局 ≫ tel: 045(212)5855 fax: 045(212)5745

詳しくはブログを⇒「最低賃金裁判ニュース」で検索できます。

# だれもが働いたら

# まともな生活ができる賃金を!

「時給1000円以上! 最低賃金裁判」の早期決着を求める署名にご協力を!



人間らしく生き働くことは

憲法上の権利です

少子高齢化が叫ばれ消費税増税と社会保障の悪化が強行されようとしています。しかし、少子化の原因は政府も認めているように、青年がまともな仕事に就けず、非正規が増え賃金が低く結婚も出来ない状態に置かれていることに1つの原因があります。内閣府でも正規雇用、年収300万円以上が結婚できるポイントとしています。

2007年に改正された最低賃金法では、最低賃金を決めるに当たっては、労働者が健康で文化的な生活を営めるよう、生活保護基準を下回らないようにすることが定められました。この基準で計算すれば最低賃金は全国どこでも時給1000円以上になります。しかし、政府厚労省は生活保護の計算に5つのゴマカシを行い、神奈川など3地方を除いては生活保護基準を上回ったとしています。

働くものの暮らしを守り少子化を克服するために、厚労省の5つのゴマカシを改めさせ、時間給を1000円以上に引き上げさせましょう。



# ゴマカシ5つの

- 1 労働時間の水増し: 生活保護基準は月額ですから、最低賃金と比較する場合時間額に換算します。その際、正月も夏休みも祭日も一切休まず、完全週休2日で働くと月平均173.8時間になるとして、実際の155時間程度より大幅に水増ししているため、時間当たりの金額が低くなります。
- 2 勤労必要経費不算入: 生活保護では働かない場合より働く場合のほうが被服代、教養を身につける費用などが必要とプラスしていますが、それを一切認めていません。
- 3 最高額にすべきなのに平均額にした生活扶助費: 生活扶助費は同じ県内でも都心部と周辺部で差をつけていますが、この計算では人口比で相乗平均した額にしているため、都心部に住んでいる人は、生活保護基準より少なくなります。
- 4 上限額にせず実績平均額にした住宅扶助: 生活保護受給者にはなるべく安い住宅に住まわせるようにしていますが、基準額の上限額ではなく支給額の平均値で計算しているため、生活保護を受けている人の約半分より最賃額が低くなります。
- 5 全国最低の公租公課率を使用: 税や社会保障の保険料累進性となっており、収入が少なければその割合は小さくなります。厚労省の計算では割合の一番低い地方の率を使って、租税公課を含む全体の金額を低くしています。

最低賃金1000円以上に引き上げ、  
憲法・最賃法違反をただちに是正することを求める

# 要請署名

## 厚生労働大臣殿

2012年 月 日

私たちは、2011年6月30日に厚生労働大臣と神奈川労働局長を相手に『少なくとも時間額1000円以上に決定すべき』との「最低賃金裁判」を横浜地方裁判所に提訴しました。第1・第2・第3次提訴団あわせて、102名(目標100名)の大量原告を擁しての憲法違反・最賃法をただす本格的な行政訴訟は、歴史的にも全国的にも初めてです。私たちは、この裁判を勝利し世界の常識である全国一律最低賃金確立のために奮闘します。

憲法27条はすべての国民に勤労権を、25条では生存権を、13条では幸福追求権を保障しています。労働基準法第1条は人たるに値する生活保障をうたい、07年改正の最低賃金法第9条3項では「労働者の生計費を考慮するにあたっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮する」(改正当時の厚生労働大臣は「整合性とは生活保護基準を下回らないこと」と答弁)となっています。そして09年政権交代した民主党マニフェストは「最低賃金は全国平均1000円、最低でも800円」を公約し、10年6月の政労使・雇用戦略会議ではこの公約を「できる限り早期に」との合意までしています。しかし、政府・厚生労働省は意図的に生活保護の計算をごまかし、本来であれば最低でも時給1000円以上にすべきを、最高でも800数十円で押さえ込もうとしています。憲法上の権利でもある人間らしく生き働くことのできる職場や地域、社会をつくるために、生保基準計算の5つのゴマカシ(①労働時間の水増し、②勤労必要経費不算入、③生活扶助費は1級地額にすべきを加重平均額にしていること、④住宅扶助は上限額にすべきを実績平均額にしていること、⑤全国最低の公租公課率を使用)を改めることが喫緊の課題です。

### 《要請項目》

「最低賃金1000円以上に引き上げ、憲法・最賃法違反をただちに是正すること」

氏名	住所

取り扱い団体：神奈川労連

# 署名のご協力をお願いします



反貧困ネットワーク代表  
弁護士 宇都宮 健児さん

脆弱な社会保障制度と働く貧困層(ワーキングプア)の拡大が、わが国における貧困拡大の大きな要因となっています。

貧困問題を解決し、普通に働けば人間らしい生活ができるようにするためには最低賃金の大幅な引き上げが不可欠です。

したがって、最低賃金裁判の勝利は、貧困問題・ワーキングプア問題を解決する突破口となるものです。

裁判の必勝を祈念致します。

大手OA機器販売代理店・社長  
長崎 孝雄さん

デフレ経済を克服するには内需を元気にするしかありません。国民の圧倒的多数の働く人の給料アップが内需回復と持続のカギです。これは世界の常識です。時間給1000円は誰も反対できない世論ではないでしょうか。大企業の内部留保、富裕層の高額所得は庶民の働きと購買力があってこそのもので、国民全体に還元すべきものです。



原告団 渡邊 剛治さん

月に170~210時間のタクシー乗務で、賃金の総支給額は10~17万でした。毎日の食事也十分とれず、長時間労働によって体を壊しました。

政府や大企業は、生活保護を受ける人や最低賃金で働く人など底辺の人たちのことを考えていないと思います。最低賃金を大幅にアップしてほしいです。生活水準を上げて普通の生活がしたいです。若い運転手が入れるような賃金にしてほしいです。



原告団 森山 健一さん

生活の状況は悪化する傾向にあります。これまで食事を削ったり睡眠時間を削る生活をしてきたせいか、彼女の容態が悪化したり僕自身調を崩すことが増えました。そのため度々仕事にいけない日が続いて翌月の給料が減り、その月はさらに我慢しなければなりません。

このままの生活を続けていると疲労が恒常的にたまっていき、働き続けられるか生活し続けられるか心配です。せめて、最低限働き続けられるために必要な賃金の基準値を、未来や将来に見通しがもてるだけの基準値を施行してほしいです。



原告団 鈴木 洋子さん

数年前に母子家庭になり、トリプルワークをしながら3人の子どもを育て、朝から晩まで働きました。子どもたちがアルバイトで稼いだ給料からも助けてもらい、親子でどうにか今まで生きてきました。

せめて、時給が1500円であれば、と考えておりました。気持ちを声に出すことができた最賃裁判、国の基準を変えていきたいです。



私たちも  
サポーター  
です

- ◆国学院大学・小越名誉教授 ◆労働運動総合研究所・熊谷代表理事 ◆一橋大学・渡辺名誉教授
- ◆専修大学・高橋教授 ◆横浜国立大学・下山元教授 ◆法政大学・五十嵐教授